

## 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適温適時（夕食については午後6時以降）で提供しております。

### 入院時食事療養標準負担額（患者負担額）

〈療養病床以外の病床に入院する全年齢の患者及び療養病床に入院する65歳未満の患者〉

70歳未満の者（後期高齢者医療を受ける者を除く）	高齢受給者・後期高齢者	標準負担額（1食につき、1日3食を限度）	
上位所得者「ア」「イ」 一般「ウ」「エ」	現役並・一般（Ⅲ）	510円 （例外）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 300円	
住民税非課税「オ」	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
	低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者  
あるいは②老齢福祉年金受権者

## 入院時生活療養標準負担額（患者負担額） 〈療養病床に入院する 65 歳以上の患者〉について

65 歳以上 70 歳未満（後期高齢医療を受ける者を除く）	高齢受給者・後期高齢者	備考	居住費 (1 日につき)		食 費 (1 食につき)	
				難病※1		難病※1
上位所得者「ア」「イ」 一般「ウ」「エ」	現役並・一般（Ⅲ）	生活療養（Ⅰ）	370 円	0 円	510 円	300 円
		生活療養（Ⅱ）			470 円	
住民税非課税「オ」	低所得者（Ⅱ）	生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）	370 円	0 円	240 円	
		入院 90 日超			190 円	
		重症者※2			240 円	
		入院 90 日超			190 円	
	低所得者（Ⅰ）	生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）	370 円	0 円	140 円	110 円
		重症者※2			110 円	
		・老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者※3	0 円		110 円	

※1）表中の「難病」とは指定難病の特定医療費助成制度の対象者のことである。

※2）「重症者」とは、別に厚生労働大臣が定める患者（平成 18 年 9 月 8 日厚生労働省告示第 488 号）のことである。

**【厚生労働大臣が定める患者】**

・療養病棟入院基本料の入院料 A・B・C・D・E・F を算定する患者

※3）境界層該当者とは、標準負担額を支払うことにより生活保護基準に該当する者であり、標準負担額減額認定証の適応区分欄に（境）と記載されているので確認が必要である。なお、70 歳未満の患者は住民税非課税「オ」の区分として扱う。

療養病床に入院される場合に上記のように所得に応じた金額のご請求をさせていただきます。  
ご不明点がございましたら、医事課受付にお申し出ください。